

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月十九日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第三号

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第五天川村の管理職員等の範囲の表本庁の項中「課長」を「課長 主幹」に、同表本庁の項中「教育次長」を「教育次長 主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。